

## 税務課での手続き内容と必要なもの（1 2番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
土地・家屋（登記物件）・ 償却資産を所有する納税 義務者が亡くなった場合 の相続人	相続人代表者指定届 兼固定資産現所有者 申告書	・相続人全員の署名 ・遺産分割協議書等（お持ちの人）	内線 332 固定資産税係
未登記家屋の所有者が亡 くなった場合の相続人	家屋課税補充台帳 名義変更届	・公正証書、遺産分割協議書等 ※詳細は固定資産税係にお問い合わせ ください。	333 337 固定資産税係

※納税義務者が亡くなった場合、相続人全員の中から相続人代表者を決める必要があります。

※不動産の相続登記については、法務局での手続きが必要です。詳しくは福岡法務局筑紫支局にお尋ねください。

## 保育児童課での手続き内容と必要なもの（1 3番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
児童手当の受給者が亡くな った世帯	支給事由消滅届 認定請求書	・配偶者の預金通帳 ・配偶者の通知カードまたは マイナンバーカード ・児童手当受給中の児童の預金通帳	児童 内線 318 福祉 係
児童手当の受給対象となる 児童が亡くなった世帯	支給事由消滅届 額改定認定請求書		

## 環境課での手続き内容と必要なもの（3番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
犬の所有者（飼い主）	犬の登録事項変更 (所有者、所在地)	・新しい所有者の情報 ・犬の鑑札、狂犬病予防注射のハガキ など登録状況が分かるもの	内線 307 環境 308 保全 係